別紙第２

勧　　告

本委員会は、別紙第１の報告に基づき、本市職員の勤務条件について、次の措置をとられるよう勧告する。

（１）給料表等

報告７の(2)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

（２）期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

ア　令和８年12月期

(ｱ)　(ｲ)及び(ｳ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（特定管理職員にあっては、1.0875月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（特定管理職員にあっては、1.2875月分）とすること。

(ｲ)　定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7375月分（特定管理職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5375月分（特定管理職員にあっては、0.6375月分）とすること。

(ｳ)　特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ　令和９年６月期以降

(ｱ)　(ｲ)及び(ｳ)以外の職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.075月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.275月分）とすること。

(ｲ)　定年前再任用短時間勤務職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、６月及び12月に支給される

勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

(ｳ)　特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

（３）初任給調整手当

医療職員給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

（４）宿日直手当

宿日直勤務対象職員（医療職員給料表の適用を受ける職員に限る。）の給与の状況を踏まえ、人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

（５）改定の実施時期

この改定は、令和８年（2026年）４月１日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当について、令和８年（2026年）12月期の支給に関する改定は令和８年（2026年）12月１日から、令和９年（2027年）６月期以降の支給に関する改定は令和９年（2027年）４月１日から実施すること。